十の三　法第二十二条第一項の許可
十の四　法第二十二条の二第一項の許可
十の五　法第二十二条の三第三項の協議の開始又は再開の命令（新幹線鉄道等に係るものを除く。次号及び第十二号において同じ。）
十の六　法第二十二条の三第四項の裁定
十一～十六　（略）

２　法に規定する国土交通大臣の権限（前項各号に掲げるものを除く。）で次に掲げるものは、地方運輸局長も行うことができる。

一～三　（略）
四　法第二十二条の四第一項の勧告及び同条第二項の公表（新幹線鉄道等に係るものを除く。）
五・六　（略）

別記様式（第68条関係）

（表）
（略）
（裏）

鉄道事業法抜粋

第56条　（略）
第70条　次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、100万円以下の罰金に処する。
十六　第56条第１項から第３項までの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

附　則

１　この省令は、踏切道改良促進法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から施行する。

２　この省令の施行前に改正法による改正前の鉄道事業法第二十二条第一項の規定により国土交通大臣に対してされた申請に係る処分については、なお従前の例による。

（新設）

十の二の二　法第二十二条の二第三項の協議の開始又は再開の命令（新幹線鉄道等に係るものを除く。以下次号及び第十二号において同じ。）

十の三　法第二十二条の二第四項の裁定
十一～十六　（略）

２　法に規定する国土交通大臣の権限（前項各号に掲げるものを除く。）で次に掲げるものは、地方運輸局長も行うことができる。

一～三　（略）
四　法第二十二条の三第一項の勧告及び同条第二項の公表（新幹線鉄道等に係るものを除く。）
五・六　（略）

別記様式（第68条関係）

（表）
（略）
（裏）

鉄道事業法抜粋

第56条　（略）
第70条　次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の罰金に処する。
十六　第56条第１項から第３項までの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

規　則

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―六（俸給の調整額）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和三年十月一日

人事院総裁　川本　裕子

人事院規則九―六―八九

人事院規則九―六（俸給の調整額）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―六（俸給の調整額）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		
別表第一　適用区分表（第一条関係）		
勤務箇所	職員	調整数
一～五の二　（略）	（略）	（略）

改正前		
別表第一　適用区分表（第一条関係）		
勤務箇所	職員	調整数
一～五の二　（略）	（略）	（略）